

納税をめぐる環境と徴税・納税制度の方向性

—納税協力費を中心に—¹⁾

横山直子[†]

キーワード：納税環境，電子申告，徴税・納税制度，納税協力費

1. はじめに

電子申告など，納税をめぐる環境が前進している中で，徴税・納税制度，納税協力費への影響や効果を分析する意義がますます大きくなっている。本論文は，電子申告に関するメリットについて，徴税費に対しては明瞭な効果があり，徴税費が受けるプラスの影響は明らかに多くあるという観点から，その上で，特に納税協力費の方が受ける影響に着目している。とりわけ納税協力費に着目する理由の一つは，納税協力費の大きさを厳密にとらえるためには，留意すべき点がきわめて多いからである。例えば，納税協力費はそれぞれの納税者ごとにそのコストの大きさを形成する要因の特質が違ってくるともいえるので，本論文では留意すべき観点のいくつかを示すこととする。一方，納税協力費をめぐる背景に目を向けると，消費税についてなど，納税協力費の視点からみて留意すべき重要な観点が増えることが考えられ，本論文における論点に注目することの意義は大きい。

電子申告に関して多くのメリットがあるという視点など，納税をめぐる環境に関して，分析を深めることの重要性が高い観点が数多くある。本論文は，電子申告に関する様々な視点など，納税をめぐる環境について注目し，納税をめぐる環境と徴税制度，納税制度の方向性について研究を深めるものである。本論文において，徴税制度，納税制度の方向性について深く研究を進めるとともに，さらに視野を広げて，重要な視点であるタックス

[†]大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授

草稿提出日 2月28日

最終原稿提出日 3月15日

1) 本研究は JSPS 科研費 JP18H00868 の助成を受けたものです。(研究代表者 玉岡雅之)

ギャップ²⁾と納税協力費³⁾, また, 租税教育⁴⁾に着目し, より緻密に研究を深める。

これまでに筆者(横山直子)もおこなってきている納税協力費, 徴税・納税制度に関する研究(例えば, 横山直子(2011a), (2011b), (2013), (2016), (2017), (2018a)など)について一層高度に, さらに視野を広げて, 深く緻密に研究を進める。また, 納税協力費に関して, 特に, 心理的コストについては, その大きさをしっかりとらえ, コストを小さくする方策を考察するにあたって, 様々な要素が入り組んでいるということに留意する必要がある。心理的コストの方向性を考察する際に, 租税教育という視点が, 大きな手がかりの一つになるといえるため, 租税教育の意義とともに納税協力費の方向性について, 一層究明する。本論文の特徴は, 納税をめぐる環境の前進が納税協力費に与える影響について分析し, 納税協力費について留意すべき観点を明らかにし, 心理的コストの本質をつかむことである。

本論文は, 第一に, 納税をめぐる環境について注目し, 徴税制度, 納税制度, 納税協力費の方向性に関して着目すべき論点を明らかにする。続いて第二に, タックスギャップと納税協力費に焦点をあて, タックスギャップに注目することの重要性和意義をみるとともに, 納税協力費また徴税制度, 納税制度の方向性について検討を深める。さらに第三に, 納税をめぐる環境を踏まえながら, 純粹に時間の視点からみた納税協力費について検討し, また, 心理的コストと租税教育に着目し, 租税教育の意義について考察し, その上で, 心理的コストを構成する要素について一層緻密に分析する。納税協力費の心理的コストの大きさを分析する際に考慮すべき観点についても示す。そして, 納税をめぐる環境に注目しながら, 心理的コストを小さくする方策を明らかにするとともに, 徴税制度, 納税制度, 納税協力費の方向性をより明確にする。

2) タックスギャップに関して, Sandford, C. (2000) pp.123-125, また, Sandford, C. (2000) pp.142-155, chap.8を参考。

3) 納税協力費について, Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), Sandford, C. (2000) を参考。サンフォード(Sandford, C.)教授らは, 納税協力費について, 金銭的コスト(money costs), 時間的コスト(time costs), 心理的コスト(psychic or psychological costs)に分類されている(納税協力費に関する3つの分類等について, Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考)。

4) 租税教育に関する研究について, 池上岳彦(2017), 神野直彦(2015), 玉岡雅之(2015a), 玉岡雅之(2015b), 玉岡雅之(2017), 中里実(2015), 谷口勢津夫(2016), 後藤和子(2017), 佐藤英明(2017), 田中治(2017), 土居丈朗(2017), 佐藤主光(2018), 品川芳宣(2018), 林宏昭(2018)を参考。

2. 納税をめぐる環境と徴税・納税制度の方向性に関する論点—電子申告を中心に—

第2章においては、電子申告に関する視点に着目するなど、納税をめぐる環境について注目しながら、徴税制度、納税制度の方向性を考える際に浮かび上がる重要なキーワードやさらには着目すべき様々な論点を明らかにしていく。

2.1 電子申告の普及の進展

電子申告の普及がますます進んでいる中で、本論文の重要な視点の一つである納税協力費からみて注目したい点が数多くあり、その一つが、大法人の電子申告の義務化であり、その概要について以下のようにされている⁵⁾。

- ・対象税目について、法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税（地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化）
- ・対象法人の範囲について、法人税及び地方法人税に関して、①内国法人のうち、その事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、②相互会社、投資法人及び特定目的会社、また、消費税及び地方消費税に関して、上記の法人に加え、国及び特定地方公共団体
- ・対象手続について、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書
- ・対象書類について、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て
- ・適用日について、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用

次に、注目したいのは、電子申告と青色申告特別控除の視点についてである⁶⁾。平成32年分（2020年分）以後の所得税について適用されるとして、青色申告特別控除につい

5) 国税庁「大法人の電子申告の義務化の概要について」参考。<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm> 2018.09.19.

6) 国税庁「平成32年分（2020年分）所得税確定申告から青色申告特別控除・基礎控除額が変わります」参考。http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h32_kojogaku_change.pdf 2018.09.19.

国税庁「平成30年分 所得税の改正のあらまし」参考。<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h30kaisei.pdf> 2018.09.24. 租税特別措置法25条の2について。

て、以下のようにされている⁷⁾。

- ・平成30年度税制改正での主な変更点について、1. 個人の方の所得税について、青色申告特別控除額が、現行65万円から改正後55万円に、また、基礎控除額は、現行38万円から改正後48万円に。更に、2. 改正後55万円の青色申告特別控除の適用要件に加えてe-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられる（以上の改正は平成32年分（2020年分）以後の所得税について適用）。
- ・65万円の青色申告特別控除の適用を受けるための要件は、平成32年分（2020年分）確定申告から、正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）、申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付、期限内申告、に加えて、① e-Taxによる申告（電子申告）又は②電子帳簿保存

上記のような、大規模法人の電子申告の義務化や、電子申告と青色申告特別控除の視点は、電子申告の普及がより一層進んでいる中で、大きな注目を集めているところであるが、注目したいことは、電子申告は納税協力費の観点からみて、どのようにメリットが大きいかを詳しくみておくことである。次の2.2で、電子申告をめぐる状況についてみた上で、2.3において、特に、納税協力費の観点からみた電子申告のメリットと論点についてみることにする。

2.2 電子申告をめぐる状況

電子申告をめぐる最近の状況についてみるために、e-Taxの利用状況についてみておきたい。図2-1は、平成28年度（2016年度）、平成29年度（2017年度）について、所得税申告、消費税申告（個人、法人）、法人税申告、酒税申告、印紙税申告に関するe-Tax利用件数についてみたものである。図2-1より、e-Tax利用件数は、所得税申告に関してかなり多く、平成29年度には利用件数が1,000万件を超えており、法人税申告については、平成28年度、29年度ともに200万件を超えていることがわかる。また、図2-1から、平成29年度に、消費税申告（個人）は約75万件、消費税申告（法人）は約162万件、酒税申告は約3万5千件、印紙税申告は約8万4千件であることがわかる。図2-1にあるように、平成28年度から29年度の間だけでみても、所得税申告、消費税申告（個人、法人）、法人税

7) 国税庁「平成32年分（2020年分）所得税確定申告から青色申告特別控除・基礎控除額が変わります」参考。http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h32_kojogaku_change.pdf 2018.09.19.

国税庁「平成30年分 所得税の改正のあらまし」参考。<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h30kaisei.pdf> 2018.09.24. 租税特別措置法25条の2について。

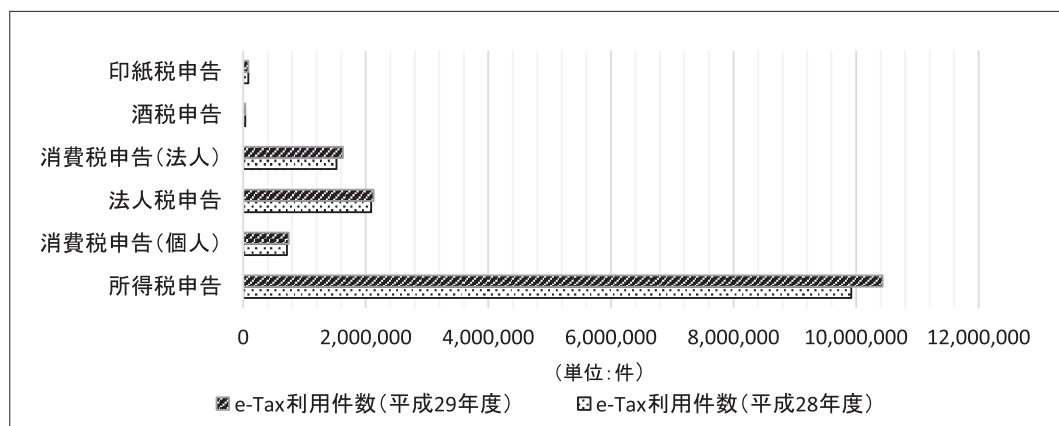


図2-1 e-Tax 利用件数（単位：件）

出所) 国税庁「平成29年度における e-Tax の利用状況等について」における【オンライン (e-Tax) 利用件数】、より作成。
<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/3008pressrelease.pdf> 2018.09.20. 国税庁、「各年度における e-Tax の利用状況等について」も参考。

申告、酒税申告において、e-Tax 利用件数が増大している。

2.3 電子申告をめぐるメリット

電子申告の普及が進んでいる中で、特に、納税協力費の視点からみて、そのメリットがどのように大きいということについてみることにする。

国税庁による e-Tax 普及・定着に向けた主な取組⁸⁾ をみると、インセンティブ措置について、以下のようにされている⁹⁾。

- ・ e-Tax 還付申告について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮（平成18年11月～）
- ・ 個人の自宅等からの e-Tax 還付申告のうち、1月・2月申告分については、2～3週間程度で処理（平成26年1月～）

また、e-Tax 普及・定着に向けた主な取組について利用可能時間に関して以下のようにされている¹⁰⁾。

- ・ 所得税確定申告時期について、e-Tax の24時間受付（平成19年2月～）及び日曜日のヘルプデスクの受付を実施（平成22年2月～）

8) 国税庁「平成29年度における e-Tax の利用状況等について」より。<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/3008pressrelease.pdf> 2018.09.20.

9) 国税庁「平成29年度における e-Tax の利用状況等について」参考。

10) 国税庁「平成29年度における e-Tax の利用状況等について」参考。

・e-Taxの受付日について、法人税申告書等の提出が多い、5月、8月、11月の最終の土曜日及び日曜日に拡大（平成28年5月～）

これらの点から、納税協力費の視点からみて、注目したいことの一つは、還付申告の場合、e-Tax利用によって早めに還付されるという点である。納税協力費には、時間的コスト（time costs）が含まれている¹¹⁾。納税にかかる時間は、時間的コストの影響を与え、重要なキーワードとなる。納税協力費の視点から考えると、e-Tax利用により、納税に関する時間を少なくできるため、納税協力費（時間的コスト）が低くなることに加えて、還付申告の場合、早めに還付されるというプラスの側面がある。還付申告であっても申告書を作成するので納税協力費（時間的コスト）がかかるが、同じ還付申告者の中で比較して、e-Tax利用ということにより、納税協力費（時間的コスト）を抑えることができる上に、早めに還付されるというプラス面があるということである。

表2-1は、申告所得税に関して、納税者と還付申告者について、納税協力費とプラス面について示したものである。還付申告者については、e-Tax利用により、納税協力費が低いというプラス面と、還付が早めであるというプラス面があるということである。

表2-1 申告所得税に関する納税者と還付申告者の特徴の比較¹²⁾

	申告（方法）	納税協力費 （時間的コスト）	還付の早さからみたプラス面
納税者	紙ベース	高い	-
	e-Tax	低い	-
還付申告者	紙ベース	高い	-
	e-Tax	低い	還付早め（プラス面あり）

図2-2は、平成25年から平成28年に関する申告所得税における還付申告者数についてみたものである。図2-3より、還付申告者数は、平成25年から28年にかけて、1,230万人を超

11) 前掲注3を参考。サンフォード（Sandford, C.）教授らは、納税協力費について、金銭的成本（money costs）、時間的コスト（time costs）、心理的成本（psychic or psychological costs）の3つのように分類している（納税協力費に関する3つの分類や内容については、Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick（1989）, chap.1, pp.3-23を参考）。

12) 表2-1は、国税庁「平成29年度におけるe-Taxの利用状況等について」を参考にしながら、また、本論文でみていることを考え合わせて作成。<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/3008pressrelease.pdf> 2018.09.20。時間的コストについては、Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick（1989）, chap.1, pp.3-23を参考。横山直子（2008）についても参考。

えており、平成28年に関しては1,250万人を超えているなど、かなり多い人数であることがわかる。一方、図2-3は、同じく平成25年から平成28年に関して、申告所得税における納税者数（申告納税額がある人の数）をみているものがある。図2-2、図2-3より、平成25年から平成28年いずれの年に関して、納税者数（申告納税額がある人の数）よりも、還付申告者数の方がかなり多いことがわかる。つまり、e-Tax 利用により早めに還付されるというプラス面に関係している人は、申告所得税において、きわめて多いということである。

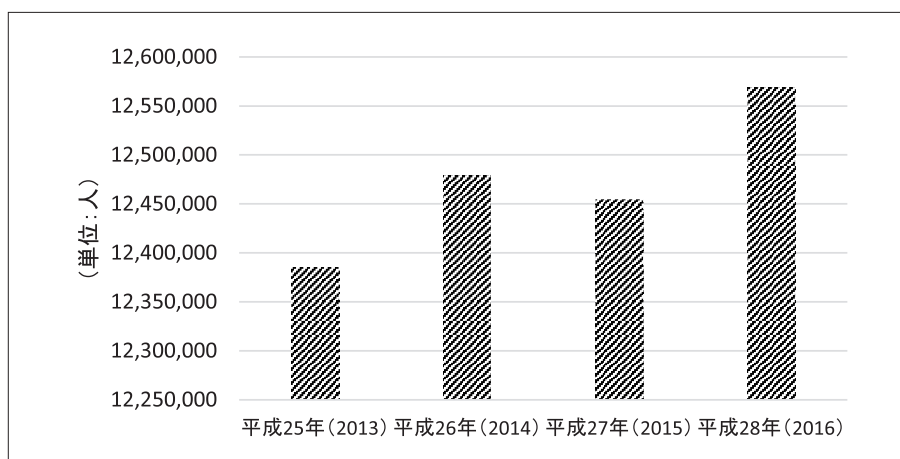


図2-2 申告所得税 還付申告者数（単位：人）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会、国税庁「統計年報」より作成。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20.

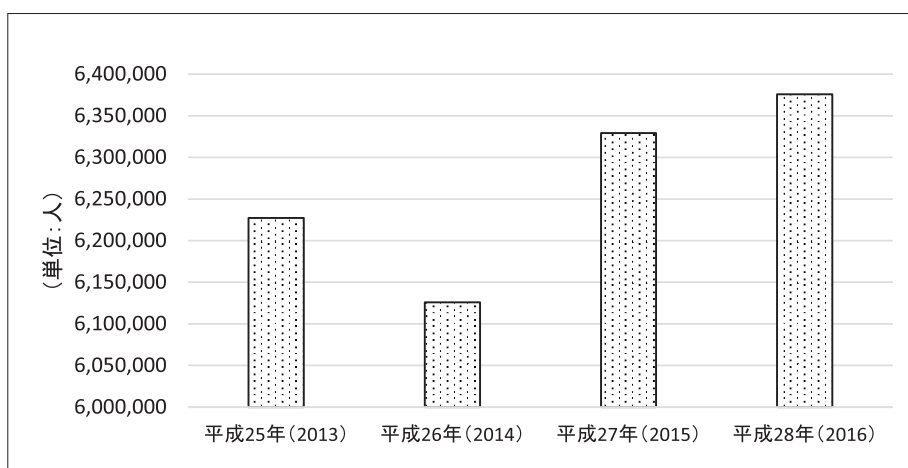


図2-3 申告所得税 納税者数（単位：人）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会、国税庁「統計年報」より作成。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20.

続いて、平成25年から平成28年に関して、所得者別に還付申告者数（申告所得税）についてみているものが図2-4、同じく所得者別に納税者数（申告所得税）についてみているのが図2-5である。図2-4より、還付申告者数については、給与所得者が非常に多く、雑所得者も多いことがわかる。一方、図2-5から、納税者数については、給与所得者と事業所得者が多いことがわかる。

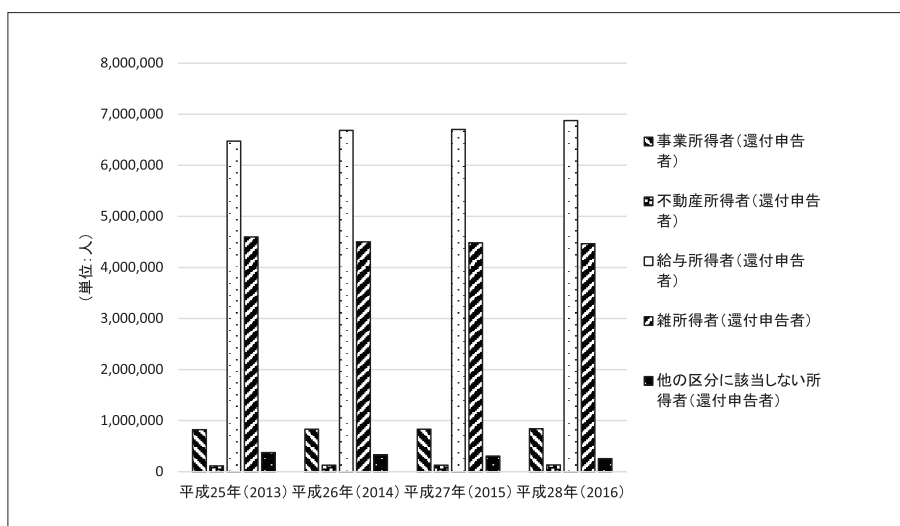


図2-4 所得者別 還付申告者数（申告所得税）（単位：人）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，国税庁「統計年報」より作成。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20.

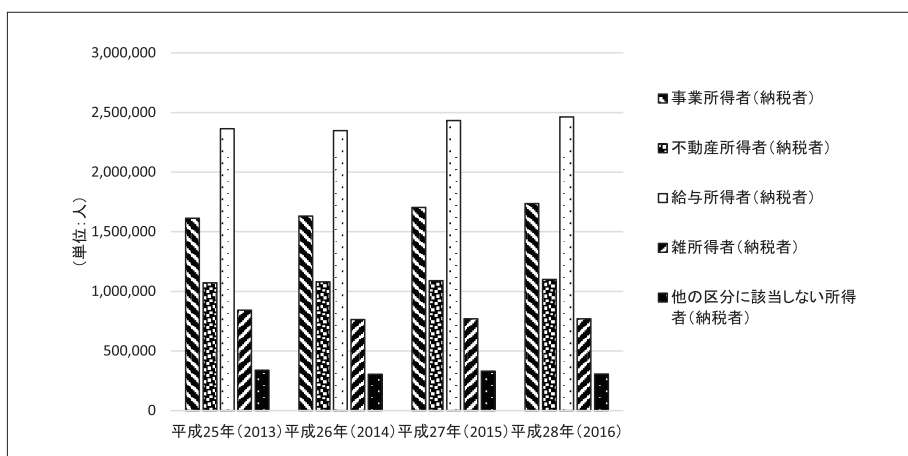


図2-5 所得者別 納税者数（申告所得税）（単位：人）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，国税庁「統計年報」より作成。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20.

3. 納税協力費をめぐる背景、影響とタックスギャップ

徴税制度、納税制度の方向性を考える際に意義深い視点であるタックスギャップと納税協力費に焦点をあてながら、タックスギャップに注目することの重要性と意義についてみる。また、納税協力費が受けると考えられる影響として消費税増税、また軽減税率が予定されていることにも着目しておきたい¹³⁾。さらに、電子申告に関する視点など納税をめぐる環境と納税協力費に関する論点をより明確にし、納税協力費や徴税・納税制度の方向性についてより緻密に研究を深める。

3.1 納税協力費が受ける影響をめぐる背景

平成31年10月1日から実施予定の消費税の軽減税率制度に関して、今後、納税協力費の視点からみて留意すべき重要な観点が增多することが考えられるため、ここで軽減税率制度についての予定について少し触れておきたい。国税庁による消費税の軽減税率制度¹⁴⁾をみると以下のようにされている¹⁵⁾。

「消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は平成31年10月1日に現行の8%（うち地方消費税は1.7%）から10%（うち地方消費税は2.2%）に引き上げられます。

また、これと同時に、10%の税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の軽減税率制度が実施されます。¹⁶⁾

なお、消費税の軽減税率制度についての予定に関して、納税協力費に与える様々な影響など、納税協力費の視点からみて留意すべき重要な観点が增多することが考えられるが、たちまち納税協力費が増えるなどの影響があるといえるかどうかは検討することが重要であり、今後、きめ細かい分析が必要である¹⁷⁾。

13) 三宮修編（2018）、大谷信義監修・吉田一宗著（2018）を参考。また国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」についても参考。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf 2019.02.24.

14) 国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」より。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf 2019.02.24.

15) 国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」pp.1-7参考。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf 2019.02.24.

16) 国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」p.1。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf 2019.02.24. また、三宮修編（2018）pp.269-282、大谷信義監修・吉田一宗著（2018）も参考。

17) 消費税に関する研究について、岩崎健久（2014）を参考。また、諸富徹編・企画編集・井手英策・小西砂千夫企画編集（2014）についても参考。

3.2 納税をめぐる環境と納税協力費

上記, 2.1, 2.2, 2.3でみてきたことを踏まえて, ここで, 電子申告の普及が進んでいる中, 納税協力費の視点からみて, そのメリットがどのように大きいかということについて考察する。表3-1において, 納税協力費における時間的コストに影響を与える納税についての時間に関するものと, 時間以外の点に関するプラス面に分類してきている。表3-1のように, 納税協力費の視点からみた電子申告のメリットについて, 時間に関するコストについては, 税務署や郵便局等に行く時間など, 減らすことができる時間があることによって低くすることができるコストがあり, 時間以外の視点からみたプラス面については, 交通費や紙代など節約できるコストと, さらには, 還付申告の場合, 早めに還付されることや, e-Taxの24時間受付など便利さなどが考えられる。

これらのことは, 一層深く掘り下げて考察すると, さらなるメリットを生むことにつながっていると考えられる。表3-2は, 納税協力費の視点からみた電子申告のメリットについてさらに考えられる点を含めて示したものである。表3-2より, 納税協力費の視点からみた電子申告のメリットについて, まず, 減らすことができる時間があるという点について, 税務署に行くことを考える場合, 納税者にとって, 近い場合とかなり遠い場合, また同様に, 郵送の場合で郵便局に行くという場合も距離の長さには差が生じることが考えられる。しかし, 電子申告の場合, これらの距離の影響の問題を考えることが少なくなることから発生する公平性(納税者間での公平性)が高まるというメリットが生まれる。このことに関連して, 時間以外の視点からみたプラス面について, 電子申告の場合, 税務署等に行く交通費が高い, 低い, あまりかからないなどの影響を考えることが少なくなることから生まれる公平性(納税者間の公平性)が高くなるというメリットがある。

表3-1 納税協力費の視点からみた電子申告のメリット¹⁸⁾

時間に関するコスト (減らすことができる時間)	・ 税務署等に行く時間。 ・ 郵送の場合, 郵便局に行く時間。
時間以外のプラス面	・ 税務署に行く交通費等がかからない。 ・ 郵送の場合, 郵便局に行く交通費がかからない。 ・ 還付申告の場合, 早めに還付される。 ・ 紙代の節約。 ・ 所得税確定申告時期の e-Tax の24時間受付による便利さ。

18) 表3-1は, 国税庁「平成29年度における e-Tax の利用状況等について」を参考にしながら, また, 本論文でみていることを考え合わせて作成。http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/3008pressrelease.pdf 2018.09.20. 時間的コストについては, Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考。また, 横山直子(2008)についても参考。

表3-2 納税協力費の視点からみた電子申告のさらなるメリット¹⁹⁾

	納税協力費の視点からみた電子申告のメリット	考えられる点	さらなるメリット
電子申告	▶時間に関するコストについて（減らすことができる時間があるという点）（税務署，郵便局に行く時間等）	▶距離の影響問題を考えることが少なくなる	▶納税者の間での公平性が高まる
	▶時間以外の視点からみたプラス面（税務署，郵便局に行く交通費等がかからない）	▶交通費などの影響を考えることが少なくなる	

3.3 タックスギャップの重要性

ここで、徴税制度、納税制度の方向性を考える際に意義深い視点であるタックスギャップ²⁰⁾と納税協力費に着目し、タックスギャップに注目することの重要性と意義についてみることにする。

サンフォードは、Sandford, C. (2000)において、実際に徴税された税収額と最大潜在的税収²¹⁾との差額（不足分）であるタックスギャップ (tax gap) あるいは税有効性ギャップ (tax effectiveness gap) に注目されている²²⁾。Sandford, C. (2000)において、税収（最大潜在的税収の一定割合）を徴税するためにかかる徴税費の割合（徴税費÷税収）について費用/税収割合とし、総税収と徴税費の関係について述べられている²³⁾。Sandford, C. (2000)では、最も低い費用/税収割合が好ましいということは、決して明白であるということではなく、この割合が低くなればなるほど、税有効性は低下するのであるとされている²⁴⁾。そして、Sandford, C. (2000)は、非常に高い有効性水準が、好ましいともいえるのであり、より広い意味において、より効率的な行政であることを意味し、正直な納税者と正直でない納税者の間が一層、公平になり、より大きな潜在的税収をもたらすとされている²⁵⁾。

19) 表3-2は、国税庁「平成29年度におけるe-Taxの利用状況等について」を参考にしながら、また、本論文でみていることを考え合わせて作成。<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/3008pressrelease.pdf> 2018.09.20。時間的コストについては、Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考。また、横山直子 (2008) についても参考。

20) Sandford, C. (2000) pp.123-130. 参考。Sandford, C. (2000) pp.142-155, chap.8を参考。また、横山直子 (2017) についても参考。

21) Sandford, C. (2000)は、最大潜在的税収のことをMPR (maximum potential revenue) とされ、すべての人々が法律上支払うべき税額を支払う場合に現行税制のもとで徴収される額としている (Sandford, C. (2000) p.123参考)。

22) Sandford, C. (2000) pp.123-125参考。

23) Sandford, C. (2000) pp.123-125に詳しく述べられているので参考。

24) Sandford, C. (2000) p.125参考。

25) Sandford, C. (2000) p.125参考。

さらに、Sandford, C. (2000)において、徴税費と納税協力費を合わせたオペレーティングコスト（operating costs）について注目され、これは、税システムが機能するのにあたってかかる全体の実際のコストであり、経済全体の観点からみて重要な概念であるとされている²⁶⁾。

これらの研究²⁷⁾を参考に、タックスギャップと納税協力費の視点に注目し、以下の点について述べておきたい。一つは、徴税制度、納税制度の方向性を考える際に、タックスギャップの視点を含めて検討することが重要であるということである。徴税費とタックスギャップの関係をみることは重要であり、さらには納税協力費とタックスギャップの関係についてみることもまた重要である。二つ目は、電子申告に関して多くのメリットがあるという点など、納税をめぐる環境と納税協力費の視点が、タックスギャップにも大きく関連しているということである。

図3-1は、タックスギャップと納税をめぐる環境について示したものである。タックスギャップと税収、徴税費をみるのが重要であり、タックスギャップと納税協力費の関係をみることも重要である。また、e-Taxと納税協力費、徴税費の関係をみるのが重要である。

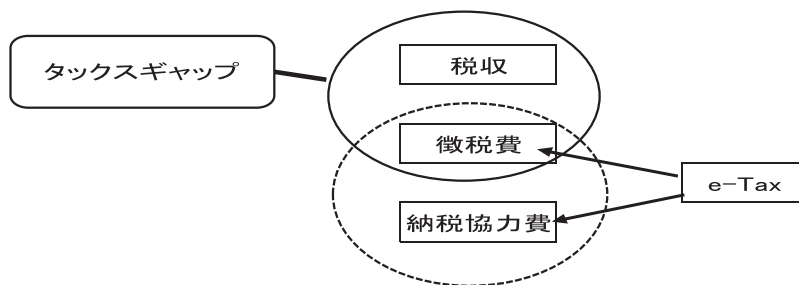


図3-1 タックスギャップと納税をめぐる環境²⁸⁾

さて、上記において、納税協力費の視点からみた電子申告のメリットについてみてきているが、納税協力費についてさらに突き詰めて検討を深めるために、続いて、心理的側面に注目し、考察を進めることとする。

26) Sandford, C. (2000) p.126. Sandford, C. (2000) pp.125-130参考。

27) Sandford, C. (2000) pp.123-130参考。

28) 図3-1は、Sandford, C. (2000) pp.123-130を参考にしながら、また、本論文でみていることを考え合わせて作成。

4. 時間の視点でみた納税協力費と心理的側面の要素

納税をめぐる環境を踏まえながら、納税協力費に関して、特に心理的コストと租税教育に着目する。租税教育の意義について考察した上で、心理的コストを構成する要素について一層緻密にとらえて分析する。さらに、納税をめぐる環境に注目しながら、心理的コストの大きさを小さくする方策を検討するとともに、徴税制度、納税制度の方向性をより明確にする。

4.1 時間の視点でみた納税協力費

全体でみた納税協力費の減少についてみる前に、純粋に時間の視点でみた一人あたりの納税協力費の大きさについてみてみる。ここでは、一つの考え方として、1時間あたりの報酬と納税時間から納税協力費の値を算出してみることにする²⁹⁾。厚生労働省による地域別最低賃金の全国一覧³⁰⁾によると、平成30年度（2018年度）において、最低賃金時間額が多い順から東京（985円）、神奈川（983円）、大阪（936円）の順となっている³¹⁾。また、納税に関する時間については、2018年について129.5時間となっている³²⁾。表4-1は、東京、神奈川、大阪における時間の視点でみた一人あたり納税協力費を示したものである。表4-1によると時間の視点でみた一人あたりの納税協力費は、12万円以上の額となることわかる。

なお、ここでみている例は、一つの考え方として、納税にかかる時間を少なくすることができれば、純粋に時間の視点でみた納税協力費を少なくできることを示そうとしているということである。例えば、もし納税の時間を半分の時間にすることができれば、この例の考え方でみると、純粋に時間の視点でみた納税協力費は約6万円抑えることができるといえるということである。

29) 『日本経済新聞』2017年4月20日における記事、「法人税 電子申告を義務に」において、日本における納税時間に関することが述べられているので参考。1時間あたりの報酬について厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」を参考。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/ 2019.02.23。また納税に関する時間について、World Bankのdataを参考。The World Bank, “Time to prepare and pay taxes (hours)”, *World Bank Data*.

<https://data.worldbank.org/> 2019.02.23.

30) 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」より。

31) 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」を参考。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/ 2019.02.23.

32) The World Bank, “Time to prepare and pay taxes (hours)”, *World Bank Data*. を参考。
<https://data.worldbank.org/> 2019.02.23.

表4-1 時間の視点でみた一人あたり納税協力費の一例 (単位:円)

都府県名	時間の視点でみた一人あたり納税協力費(円)
東京	127557.5
神奈川	127298.5
大阪	121212

出所) 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/ 2019.02.23, The World Bank, "Time to prepare and pay taxes (hours)", *World Bank Data*. <https://data.worldbank.org/> 2019.02.23より作成。

4.2 納税協力費の減少

本論文において、2.3, 3.2にて、納税協力費の視点からみた電子申告のメリットについてみているが、ここでは、電子申告の利用によって減らすことができる時間があることから、全体として納税協力費がどのくらい減少するといえるのかを検討してみることとする。e-Tax 利用により納税に関する時間を少なくできるために納税協力費(時間的コスト)が低くなることによる納税協力費減少分について、減少した時間分に関するコストを数値で示すことは困難である。ここでは、『税理士報酬規定(近畿税理士会)』³³⁾(以下、税理士報酬規定)における税務相談報酬を参考とし、一つの考え方の例として納税協力費減少分を測定する手がかりとして検討することとする。税理士報酬規定において、税務相談報酬について、口頭によるものについて、1時間以内20,000円で、加算報酬として、1時間を超えたときは、1時間につき10,000円を加算するとされている³⁴⁾。そこで、税理士報酬規定の税務相談報酬における加算報酬、1時間につき10,000円を1時間という大きさでみたときの納税協力費とし、電子申告の利用によって、時間を1時間減らすことができるとした場合の全体としての納税協力費減少分を算出してみる。先に述べたように、ここでは、一つの考え方の例として検討しているもので、上述の純粋に時間の視点でみた納税協力費、コストの観点だけでなく、心理的側面なども考え合わせて、全体として納税協力費がどのくらい減少するのかを考察している。

e-Tax 利用により納税に関する時間を少なくできるために納税協力費(時間的コスト)が低くなることによる納税協力費減少分について、平成25年から平成28年に関して、図4-1は申告所得税に関する還付申告者について、図4-2は、納税者に関する納税協力費減少分について示したものである。図4-1より、還付申告者に関する納税協力費減少分は、

33) 『税理士報酬規定』について、現在は用いられていない。しかし、納税協力費の大きさを客観的にとらえるための大きな手がかりになると考えられる。また、『税理士報酬規定解説書』についても参考。

34) 近畿税理士会『税理士報酬規定』より。

平成25年から28年のいずれの年においても、1,200億円を超える大きさを推移していることがわかる。また、図4-2より、納税者に関する納税協力費減少分は、平成27年に関して約633億円、平成28年については、約638億円であることがわかる。

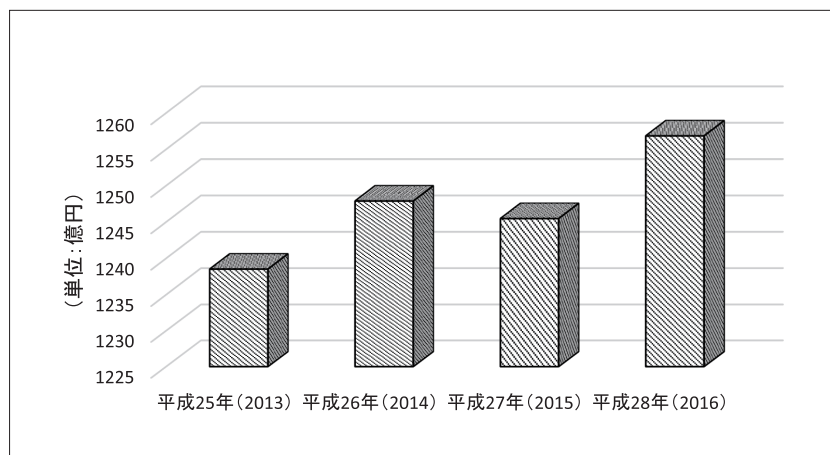


図4-1 納税協力費の減少分（申告所得税還付申告者）（単位：億円）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，国税庁「統計年報」
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20，近畿税理士
 会（昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正）『税理士報酬規定』，日本税理士連合会 近
 畿税理士会（平成8年再訂版発行）『税理士報酬規定解説書』（再訂版）より作成。

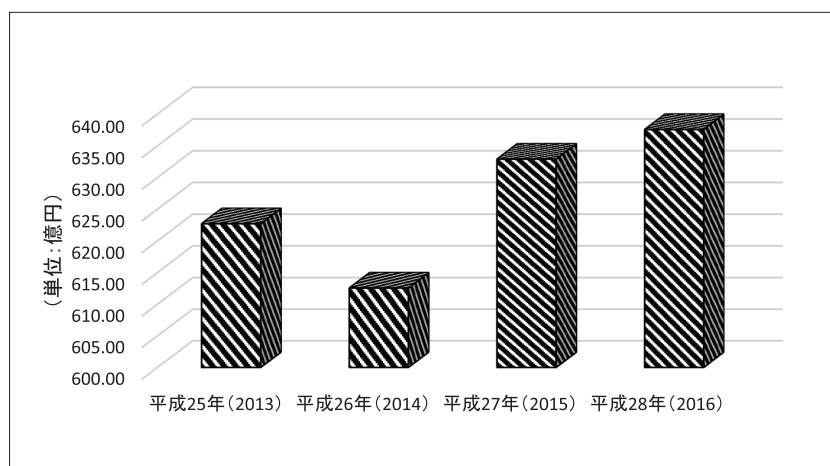


図4-2 納税協力費の減少分（申告所得税納税者）（単位：億円）

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会，国税庁「統計年報」
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20，近畿税理士
 会（昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正）『税理士報酬規定』，日本税理士連合会 近
 畿税理士会（平成8年再訂版発行）『税理士報酬規定解説書』（再訂版）より作成。

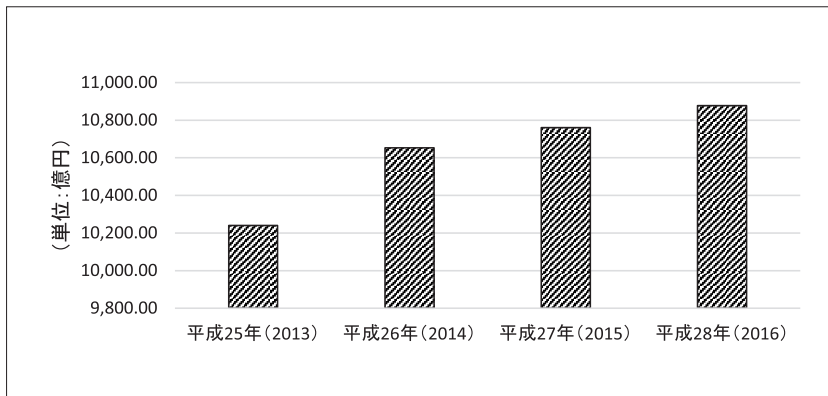


図4-3 申告所得税 還付税額 (単位: 億円)

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会, 国税庁「統計年報」より作成。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20.

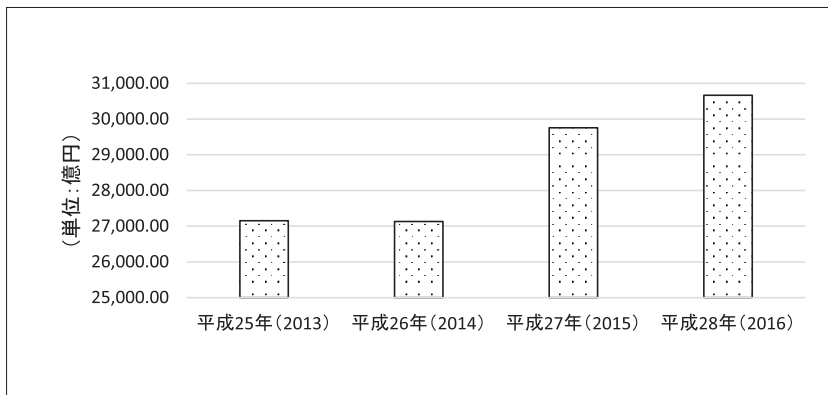


図4-4 申告所得税 申告納税額 (単位: 億円)

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書(各年度版)』大蔵財務協会, 国税庁「統計年報」より作成。
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20.

一方,平成25年から平成28年に関して,図4-3は申告所得税に関する還付税額について,図4-4は,納税申告額について示しているものである。図4-3より,還付税額については,約1兆円で推移していることがわかり,また,図4-4から,近年,申告納税額は増大傾向にあることがわかる。

4.3 心理的コストの要素と租税教育

ここで,納税協力費に関して,特に心理的コストと租税教育に着目する。租税教育の意義について考察した上で,心理的コストを構成する要素について一層緻密にとらえて分析

する。OECD（2015）では、納税協力の向上にとって納税者教育が重要であるとして研究がおこなわれており納税者教育に注目されている³⁵⁾。また、徴税制度、納税制度の方向性、納税協力費、心理的コストの方向性を考察するにあたり、多くの研究がされてきており、大きな注目を集めている租税教育という視点が、大きな手がかりとなる³⁶⁾。

国税庁による租税教育の充実に向けた取組をみると、租税教育の充実に向けた取組について、以下のようにされている³⁷⁾。

「国税庁では、次代を担う児童・生徒等が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けて支援を行っています。

具体的な支援策として、税務職員、地方税職員及び税理士等の租税教室への講師派遣、学校教育関係者への租税教室セミナーの開催などを実施しています。³⁸⁾」

納税協力費における心理的コスト³⁹⁾は、納税者にとって、税制や税の仕組みをよく理解していないこと、また、税の仕組みがよくわからないことからくる心配、不安などからのものであるため、租税教育は、心理的コストを低くすることができるという面で、大きな意義をもつものといえる。

4.4 納税をめぐる環境と心理的側面の方向性

ここでもう少し深く、納税に関する心理的側面について掘り下げてみてみたい。税の理解が深まることにより、税に対する安心感が高まり、納税協力費の心理的コストを低く抑えることができるといえるが、実際の問題はさらに複雑である。心理的側面ということになると、なぜ、税に対して真面目に向き合う人がいるのか、税を進んで払いたいという気

35) OECD（2015）p.3, また chap.1を参考。

36) 租税教育に関する研究について、池上岳彦（2017）、神野直彦（2015）、玉岡雅之（2015a）、玉岡雅之（2015b）、中里実（2015）、谷口勢津夫（2016）、玉岡雅之（2017）、後藤和子（2017）、田中治（2017）、土居丈朗（2017）、佐藤英明（2017）、佐藤主光（2018）、品川芳宣（2018）、林宏昭（2018）を参考。また、国税庁「租税教育の充実に向けた取組」（税の学習コーナー）を参考。http://www.nta.go.jp/taxes/kids/sozei_kyoiku/index.htm 2018.09.24.

37) 国税庁「租税教育の充実に向けた取組」（税の学習コーナー）を参考。http://www.nta.go.jp/taxes/kids/sozei_kyoiku/index.htm 2018.09.24.

38) 国税庁「租税教育の充実に向けた取組」（税の学習コーナー）を参考。http://www.nta.go.jp/taxes/kids/sozei_kyoiku/index.htm 2018.09.24.

39) 心理的コストについては、Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick（1989）、chap.1, pp.3-23を参考。また、横山直子（2008）についても参考。

持ちはどこからくるのかなど、納税者個人の性格や心理的側面を分析する必要がある⁴⁰⁾。

表4-2は、納税協力費の心理的コストの大きさを分析する際に留意すべきと考える観点と納税協力費が受けると想定される傾向について示したものである。

例えば、真面目な納税者、几帳面な納税者ほど正確に税を計算できているか気になり、時間をかけて計算をすると考えられるため、心理的コストが高くなる傾向があると考えられる。ただし、真面目な性格、几帳面な性格であるということの度合と、納税協力費の心理的コストへの影響の程度について測るにはかなり細心の注意を払う必要がある。一方で、税の知識については、例えば租税教育によって高めることができるといえるものであり、納税協力費に比較的明瞭な形でプラスの効果を与えることにつながるものといえる。

表4-2 納税協力費（心理的コスト）が影響を受ける観点と傾向

留意すべき観点	納税協力費の考えられる傾向
高齢者であるかどうか	高齢者ほどコストが高い
真面目な性格かどうか	真面目な性格の人ほどコストが高い
税の知識が多いかどうか	税の知識が多い人ほどコストが低い
几帳面な性格かどうか	几帳面な性格の人ほどコストが高い
計算が速いか（得意）どうか	計算が速い（得意な）人ほどコストが低い
パソコンを使いこなしているかどうか	パソコンを使いこなしている人ほどコストが低い
普段の仕事、職業などで計算に慣れているかどうか	仕事、職業などで計算に慣れている人ほどコストが低い

出所) Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23, Sandford, C. (2000), pp.123-130, 横山直子 (2008), 横山直子 (2017), 横山直子 (2018a) を参考にしながら、また、本論文でみていることを考え合わせて作成。

本論文は納税をめぐる環境と徴税・納税制度に焦点をあててみてきているので、ここでは、納税をめぐる環境と心理的側面という視点に特化して、方向性について探ることとする。図4-5は、納税をめぐる環境と心理的側面について図で示したものである。納税協力費（また、徴税費）の視点からみて、e-Taxのメリット（減らすことができる時間があることや時間以外の点からみたメリット）があり、そのことが納税者の満足度を上昇させることにつながる。また、租税教育によって税の理解が深まることも心理的側面に関係する。

さらに、心理的側面の要素には、個人それぞれの性格や心理的側面も関係する。

40) 横山直子 (2017), 横山直子 (2018a) 参考。また、例えば、経済心理学に関する研究について、子安増生・西村和雄 (2007) 『経済心理学のすすめ』有斐閣、などを参考。一方、さらに視野を広げて、税務行動に関する研究について、櫻田譲 (2018) 『税務行動分析』北海道大学出版会、意思決定に関する研究について、竹村和久編著・西條辰義監修 (2018) 『選考形成と意思決定』、人間行動、意思決定に関する研究について西條辰義編著・監修 (2016) 『人間行動と市場デザイン』などを参考。

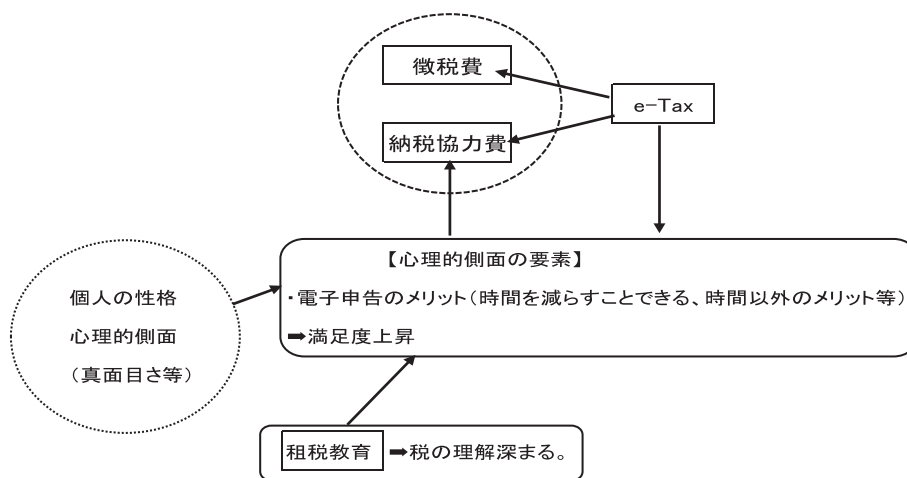


図4-5 納税をめぐる環境と心理的側面

注) 出所) 図4-5は, Sandford, C. M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23, Sandford, C. (2000), pp.123-130, 横山直子 (2008), 横山直子 (2017), 横山直子 (2018a), 国税庁「平成29年度における e-Tax の利用状況等について」を参考にしながら, また, 本論文でみていることを考え合わせて作成。
<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/3008pressrelease.pdf> 2018.09.20.
 また, 国税庁「租税教育の充実に向けた取組」(税の学習コーナー) 参考。本論文, 表3-1, 表3-2, 表4-2, 図3-1も参照。

5. むすび

本論文は, 納税をめぐる環境に注目し, 重要な視点であるタックスギャップ, 租税教育に着目しながら, 納税協力費, 心理的コストの方向性を明らかにするとともに, 徴税制度, 納税制度の方向性について検討しているものである。本論文は電子申告をめぐるメリットについて, 徴税費に対しては明瞭な効果, プラスの影響が多くあるということを前提とし, 特に納税協力費の方が受ける影響に着目しているものである。

納税協力費の視点からみて電子申告に関して多くのメリットがあるということなど, 納税をめぐる環境に関して分析を深めることの重要性がますます高くなってきている中, 本論文において注目している点について分析を深めることの意義は大きいと考える。また, 消費税についてなど, 納税協力費の視点からみて留意すべき重要な観点がますます増えることが考えられる中で, 本論文における論点に注目することは意義深い。納税協力費に関して, 特に心理的コストについては, 様々な要素が入り組んでいるということに留意する必要がある, 大きな注目を集めている租税教育という視点が心理的コストの方向性を考察する際に大きな手がかりの一つになるといえる。

本論文において、電子申告の普及の進展や電子申告をめぐるメリットについて、また納税協力費の視点からみた電子申告のメリットについて明らかにし、さらに、徴税制度、納税制度の方向性を考える際に、タックスギャップの視点を含めて検討することが重要であり、徴税費、納税協力費とタックスギャップの関係についてみることの重要性について考察している。そして、納税に関する心理的側面について掘り下げて検討をおこない、納税をめぐる環境と心理的側面という視点に絞り込んで、その方向性について探っている。納税協力費に関してはそれぞれの納税者によって、その特質が違ってくるともいえるので、本論文では納税協力費の大きさを分析する際に留意すべき観点のいくつかを示している。

本論文における検討を考え合わせて、強調したいことは次の点である。一つ目は、納税をめぐる環境、電子申告の普及の進展の中で、納税協力費の視点からみて電子申告のメリットはきわめて大きいという点である。電子申告の場合、減らすことができる時間があるという時間に関するコスト面のメリットとともに、交通費や紙代など、時間以外の面からみたメリットなど、いずれも明瞭なメリットがある。その上、電子申告によって距離や交通費の影響を考えることが少なくなることから生まれる公平性（納税者の間での公平性）が高くなるというさらなる意義深いメリットがみられるのである。強調したい二つ目の点は、一つ目の点で触れた時間に関するコスト面のメリットに比べると複雑な特徴を有しているものの、納税をめぐる環境、電子申告の普及の進展の視点は、納税をめぐる心理的側面や心理的コストとも関係が深いということである。ただし、本論文でみてきたように納税協力費の心理的コストの大きさを分析する際に、考慮すべき観点が多くあることに留意する必要がある。そしてこの第一、第二の点に関連して、強調しておきたい三つ目の点は、納税をめぐる環境、電子申告の進展により、心理的コストに関しても小さくできるというメリットについてである。電子申告のメリットにより、納税者の満足度が上昇し、心理的側面へのプラス面が生じるということに注目することが重要である。

【主要参考文献】

- OECD (2015), *Building Tax Culture, Compliance and Citizenship : A Global Source Book on Taxpayer Education*. OECD.
- Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), *Administrative and Compliance Costs of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- Sandford, C. (2000), *Why Tax Systems Differ; A Comparative Study of the Political Economy of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- The World Bank, "Time to prepare and pay taxes (hours)", *World Bank Data*. <https://data.worldbank.org/> 2019.02.23 World Bank Data.

- 池上岳彦（2017）「私の租税教育論（27）」『税務弘報』65巻13号。
- 岩崎健久（2014）『消費税の政治力学』中央経済社。
- 大谷信義監修・吉田一宗著（2018）『やさしい消費税 軽減税率制度のポイント解説』大蔵財務協会。
- 近畿税理士会（昭和55年10月制定 平成6年6月一部改正）『税理士報酬規定』。
- 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/ 2019.02.23。
- 国税庁編（2018）『国税庁統計年報書（平成28年度版）』大蔵財務協会。
- 国税庁編『国税庁統計年報書（各年度版）』大蔵財務協会。
- 国税庁「統計年報」<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm> 2018.09.20
- 国税庁「大法人の電子申告の義務化の概要について」<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm> 2018.09.19。
- 国税庁「平成30年分 所得税の改正のあらまし」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h30kaisei.pdf> 2018.09.24。
- 国税庁「平成32年分(2020年分)所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります」http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/h32_kojogaku_change.pdf 2018.09.19。
- 国税庁「平成29年度における e-Tax の利用状況等について」<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/3008pressrelease.pdf> 2018.09.20。
- 国税庁「各年度における e-Tax の利用状況等について」
- 国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf 2019.02.24。
- 国税庁「租税教育の充実に向けた取組」（税の学習コーナー）http://www.nta.go.jp/taxes/kids/sozei_kyoiku/index.htm 2018.09.24。
- 後藤和子（2017）「私の租税教育論（17）」『税務弘報』65巻2号。
- 子安増生・西村和雄（2007）『経済心理学のすすめ』有斐閣。
- 櫻田譲（2018）『税務行動分析』北海道大学出版会。
- 佐藤主光（2018）「私の租税教育論（30）」『税務弘報』66巻3号。
- 佐藤英明（2017）「私の租税教育論（22）」『税務弘報』65巻7号。
- 西條辰義編著・監修（2016）『人間行動と市場デザイン』勁草書房。
- 三宮修編（2018）『図解 消費税（平成30年版）』大蔵財務協会。
- 品川芳宣（2018）「私の租税教育論（32）」『税務弘報』66巻5号。
- 神野直彦（2015）「私の租税教育論（1）」『税務弘報』63巻10号。
- 竹村和久編著・西條辰義監修（2018）『選好形成と意思決定』勁草書房。
- 田中治（2017）「私の租税教育論（21）」『税務弘報』65巻6号。
- 谷口勢津夫（2016）「私の租税教育論（9）」『税務弘報』64巻6号。
- 玉岡雅之（2015a）「租税教育について」『租税研究』787号。
- 玉岡雅之（2015b）「私の租税教育論（2）」『税務弘報』63巻12号。
- 玉岡雅之（2017）「租税教育と財政学（特集 公共政策の新潮流）」『国民経済雑誌』215巻1号。

- 土居丈朗 (2017)「私の租税教育論 (19)」『税務弘報』65巻4号.
- 中里実 (2015)「私の租税教育論 (3)」『税務弘報』63巻13号.
- 日本経済新聞社発行『日本経済新聞』2017年4月20日記事「法人税 電子申告を義務に」.
- 日本税理士連合会・近畿税理士会 (平成8年4月再訂版発行)『税理士報酬規定解説書 (再訂版)』.
- 林宏昭 (2018)「私の租税教育論 (33)」『税務弘報』66巻6号.
- 諸富徹編・企画編集・井手英策・小西砂千夫企画編集 (2014)『日本財政の現代史Ⅱ—バブルとその崩壊1986～2000年』有斐閣.
- 横山直子 (2008)「納税協力費と納税意識」『経済学論究』第62巻第1号 (関西学院大学経済学部研究会).
- 横山直子 (2011a)「わが国における徴税費・納税協力費の測定と特徴」『経済情報学論集』第30号.
- 横山直子 (2011b)「わが国における消費税の納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第31号.
- 横山直子 (2013)「所得税と消費税に関する納税協力費比較」『大阪産業大学経済論集』第14巻第2号.
- 横山直子 (2016)『徴税と納税制度の経済分析』中央経済社.
- 横山直子 (2017)「わが国における納税意識の特徴と徴税・納税制度の方向性—所得税・消費税・住民税を中心に—」『大阪産業大学経済論集』第18巻第3号.
- 横山直子 (2018a)「徴税・納税制度をめぐる問題と法人税・消費税の納税協力費—電子申告に関する観点を中心に—」『大阪産業大学経済論集』第19巻第3号.
- 横山直子 (2018b)「納税をめぐる環境と徴税・納税制度」2018日本財政学会第75大会報告論文.

Tax Environmental Improvement and Tax Administrative Systems: Examining Tax Compliance Costs

YOKOYAMA Naoko

Key Words : Tax Environment, e-Tax, Tax Administrative Systems, Tax Compliance Costs

Abstract

Tax environment is getting better, furthermore these bring certain advantages to tax compliance costs. As an e-Tax system use get more rise are more likely to be small tax compliance costs. This paper focuses on the advantages of tax compliance costs receive. However, in order to capture exactly the characteristics of the tax compliance costs, there are various points to be noted. This paper clarifies direction of tax administrative systems and tax compliance costs while keeping in mind the progress of the tax environment and an e-Tax system. In addition, this paper considers expanding the further point of view about the tax gap and the tax education.

Such as the consumption tax, an important aspect should be noted that from the perspective of tax compliance costs are more and more. The features of this paper are to analyze the effect of advancing the tax environment on tax compliance costs and grasp the essence of the psychological costs. And also the characteristics of this paper are to consider direction of tax compliance costs from the time point of view and psychological point of view.